

住所変更などの

手続きをされる方へ

～春の引越しシーズンは、
市民課窓口が混雑します～



例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変込みがあります。業務の迅速化に努めていますが、混雑時には手続きに時間がかかり、お待たせすることもあります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

混雑が予想される日時や、手続きのポイントなどをお知らせしますので参考にしてください。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）
8時30分～17時15分

2. 混雑が予想される日時

- ・3月中旬から4月上旬
- ・月曜日、金曜日および祝日明け
- ・11時～14時ごろ

3. 比較的窓口が空いている日時

- ・火曜日～木曜日
- ・8時30分～10時ごろ、15時ごろ～17時ごろ

4. 「本人確認資料」をお持ちください

個人情報不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、住所変更や住民票・戸籍記録事項証明書（謄抄本）の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で確認を行っています。皆さんの個人情報を守るためのものです。ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

- ▼顔写真付きの官公署発行の書類を1点
- (例) 運転免許証、顔写真付きの住基カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券、在留カードまたは特別永住者証明書など

5. 転入・転居の際は「通知カード」または「個人番号カード（マイナンバーカード）」、「顔写真付きの住基カード」、「在留カード」をお持ちください

▼上記の書類がない場合は、次の書類を2点
(例) 健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、顔写真なしの住基カードなど

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更される方全員のカードをお持ちください。

6. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ずお持ちください。

コンビニ交付サービスが便利です。

出雲市に住民票のある方で、個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

- ▶取得できる証明書
住民票の写し（本人・同一世帯員）、印鑑登録証明書（本人のみ）、所得（課税）証明書（本人の最新年度分）
- ▶取得できる主なコンビニ
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン
- ▶利用時間
6時30分～23時
(12/29～1/3は利用できません)

7. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票の写し等の発行などは、本庁・支所いずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

また、個人番号カード（マイナンバーカード）または住基カードをお持ちの方は、住民票（同一世帯全）と印鑑証明（本人のみ）は、市役所本庁1階に設置している証明書自動交付機で取得できますので、ご利用ください。

土日窓口サービスでは、転入・転出・転居などの住所変更手続き、印鑑の登録は行っていません。

おたずね

本庁	市民課	☎21-2315
平田支所	市民福祉課	☎63-5565
佐田支所	市民サービス課	☎84-0115
多伎支所	市民サービス課	☎86-3116
湖陵支所	市民サービス課	☎43-1214
大社支所	市民サービス課	☎53-3115
斐川支所	市民福祉課	☎73-9100

*ご不明な点は、あらかじめお問い合わせのうえ、お出かけください。

平成29年9月、県内の自治体で初となる手話言語条例「出雲市手話の普及の推進に関する条例」が施行されました。

出雲市生涯学習講座

住みやすい街No.1をめざして 出雲に手話を広めよう！ 知ることによっていい方向に変えていく、変わっていく。

手話に触れてみよう！

～初めての方向の手話講座～

受講料
無料

託児
無料

手話通訳
要約筆記あり

3月21日(水・祝)
10:00～12:00

●会場 出雲市役所くにびき大ホール
●対象 おおむね小学校高学年以上

「聞こえないってどういうこと?」「手話をやってみたいけれど難しそう」
聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段の一つとして用いられている手話。手話について、あなたはどんなイメージをもっていますか?

手話は独自の文法や語彙もありますが、実はイメージをそのまま手話にした表現など、意外と楽しく、覚えやすいものです。

今回の講座では、自身がろう者である講師から、手話の歴史や実体験をもとにしたお話を伺います。手話について知り、実際に体験してみることで、コミュニケーションの幅が広がり、新しい発見があること間違いなしです。今まで知らなかった手話の世界に、あなたも一歩踏み出してみませんか?

内容

- 講演：聞こえないってどういうこと?
講師：島根県ろうあ連盟 連盟長 廣戸 勉さん
- 体験（手話をやってみよう!）
・初心者手話教室・手話を使ってミニゲームなど

講座の申込方法

電話、FAX、電子メール、インターネット(しまね電子申請サービス)のいずれかで必要事項を明記して申し込みください。

- 人数制限はありませんが、準備の都合から事前申込が必要です。3月14日(水)までにお申し込みください。
- メールの件名は「出雲市生涯学習講座申込」としてください。
- 要約筆記や介助など、何らかの配慮が必要な方は、事前にご相談ください。

必要事項

1. 講座名「手話講座」
2. 氏名(ふりがな)
3. 区分(小学生・中学生・高校生・専門学校生・大学生・一般)
4. 郵便番号
5. 住所
6. 電話番号(日中連絡がとれる番号、FAXで申込みの方は自宅FAX番号も)
7. 託児の希望(お子さまのお名前、年齢または月齢、性別)
8. 要約筆記または車いす優先席の希望
9. その他、事前に伝えておきたいこと



<しまね電子申請サービス>

申込み・おたずね/市民活動支援課 ☎21-6528 FAX 21-6299 メール:gakushu@city.izumo.shimane.jp

軽自動車税の減免・課税免除について

軽自動車税は、一定の要件に該当することにより、減免や課税免除を受けることができます。要件や申請期間等については、次のとおりです。

身体障がい者等に対する減免

●減免の対象者

身体障がい者手帳※、戦傷病者手帳※、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)の交付を受けており、一定の要件に該当する方 ※減免対象となる障がいの程度があります。

●減免の対象となる車両

身体障がい者等の方が所有(使用)する車両のうち1台
(自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。)

●申請手続き

身体障がい者手帳等、運転免許証、自動車検査証、印鑑、納税義務者の個人番号カード(または、個人番号通知カードと本人確認書類)をお持ちいただき、市民税課・各支所税務窓口へ申請してください。
(前年度に減免を受けていて、車両等に変更がない方は、継続申請ハガキでの手続きとなります。)

●申請期間/4月2日(月)～5月31日(木)

その他、公益のために直接専用する軽自動車等や構造が身体障がい者等の方が利用するための軽自動車(車いす移動車等)についても、一定の要件に該当する場合、減免されます。

軽自動車税の課税免除申請

●対象/次の全てに該当する「商品であって使用しない軽自動車等(原付、小型特殊を除く)」

- ①古物営業法第3条第1項の古物商の許可を受けた販売業者の名義のもの
 - ②使用の本拠地等が市内であって、現に商品として市内において保有し、販売目的で展示されているもの
 - ③古物台帳に記載があり、軽自動車税申告書の所有形態が商品車であるもの
- ※該当とならない軽自動車等の用途があります。

●申請期間/4月2日(月)～4月10日(火)

おたずね/市民税課 ☎21-6703